

海老名市教育委員会

(令和5年 5月 臨時会議事日程)

日時 令和5年5月15日(月)

午後4時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

日程第1 議案第18号 令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

日程第2 議案第19号 令和5年度海老名市教科用図書採択資料作成委員会委員の委嘱について(非公開事件)

議案第18号

令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

別紙のとおり、令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、議決を求める。

令和5年5月15日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」を決定したいため

令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

1 概要

県の「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を踏まえ、令和6年度の小学校教科用図書の「海老名市教科用図書採択基本方針」を定めたい。

2 海老名市教科用図書採択基本方針

別紙のとおり

3 資料

- (1) 令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針（神奈川県）
- (2) 教科書採択における公正確保の徹底等について（文部科学省）
- (3) 令和6年度使用教科書の採択事務処理について（文部科学省）
- (4) 令和4年度教科用図書検定結果（文部科学省）

4 その他

- (1) 採択する教科用図書等
 - ・令和6年度使用小学校教科用図書について
- (2) 採択にかかわる日程
 - 令和5年2月 教科用図書担当者会議（採択事務について）
 - 5月 教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査員会の細案等について検討
 - 第1回採択資料作成委員会の開催
 - 第1回調査員会の開催
 - 6月 第2回調査員会の開催
 - 第3回調査員会の開催
 - 教科用図書展示会（6/26～7/1）
 - 7月 第2回採択資料作成委員会の開催
 - 令和6年度使用教科用図書採択決定
 - 8月 需要数報告

令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

海老名市教育委員会は、令和6年度から使用する教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

令和6年度の小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

子教第 1091 号
令和 5 年 4 月 13 日

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和 6 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について (通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和 38 年法律第 182 号) 第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問合せ先
教育指導グループ 山田、水沢
電 話 (045) 210-8217 (直通)
電子メール k-sidou.4027@pref.kanagawa.lg.jp

令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和6年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(令和6年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書(特別支援学校・学級用)の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)における教科用図書選定審議会等(以下「審議会等」という。)の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会(以下「採択地区協議会」という。)を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。

- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果(令和6・7・8・9年度用)、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果(令和3・4・5・6年度用)、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会(歴史的分野)」(令和4・5・6年度用)等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査委員会を置く。
- (5) 調査委員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

令和6・7・8・9年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(1) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 小学校学習指導要領(平成 29 年告示)の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮

- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童の学習上の困難さに応じた工夫

- 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国 語

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域(話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと)の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

※ 国語に関しては、書写を除くものとする。

(イ) 書 写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
- 適切に運筆する能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社 会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能などを習得させるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について児童が多面的・多角的に考えられるような工夫や配慮がなされているか。
- 学習の問題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

※ 社会に関しては、地図を除くものとする。

(エ) 地 図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- 児童が自主的に学習に取り組み、読み取る技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 算 数

- 数学的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考え、表現し、さらに伝え合うような題材として工夫や配慮がなされているか。
- 目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現する題材や、統計データの特徴を読み取り判断する題材として工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理 科

- 観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにするために、児童の発達の段階に即した工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、学年を通して育成を目指す問題解決の力を養うよう、配列や内容の工夫や配慮がなされているか。

- 「理科の見方・考え方」を働かせて、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するよう、観察、実験などに工夫や配慮がなされているか。

(キ) 生活

- 知識及び技能の基礎としての「気付き」や「生活上必要な習慣や技能」を育成する題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉える題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような題材として、「試す」、「見通す」などの工夫や配慮がなされているか。

(ク) 音楽

- 「A表現」と「B鑑賞」の教材は、多様な音楽の中から、児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う題材に工夫や配慮がなされているか。
- 表現（歌唱、器楽、音楽づくり）及び鑑賞、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が造形的な見方・考え方を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるよう、表現及び鑑賞の題材に、工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(コ) 家庭

- 生活の営みに係る見方・考え方を働かせた学習となるよう、題材に工夫や配慮がなされているか。
- 日常生活に必要な基礎的な知識及び技能の習得を図るために、実践的・体験的な活動を題材として取り上げるなど工夫や配慮がなされているか。
- 生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決していく題材として工夫や配慮がなされているか。

(サ) 保 健

- 児童が健康や安全に関する原則や概念に着目できるよう、統計、調査等の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達段階に即しているか。
- 児童が身近な生活における学習課題を見付けることに役立つよう、イラスト、写真、事例等の資料に、工夫や配慮がなされているか。
- 児童が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習内容に関連する健康情報等の資料に、工夫や配慮がなされているか。

(シ) 外国語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」などのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校外国語活動との関連した構成となるよう、外国語活動で扱った音声や表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人のくらしや、歴史、文化、自然などが、児童の発達段階や興味・関心に即して取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

※ 外国語に関しては、学習者用デジタル教科書（見本版）も調査の対象とする。

(ス) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる工夫や配慮がなされているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学びの工夫や配慮がなされているか。
- 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等が取り上げられるなど、工夫や配慮がなされているか。

6 令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(7) 内容と構成

- 学習指導要領（平成29年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。

- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

子教第 1001 号
令和 5 年 4 月 3 日

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について」について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長及び教科書課長から通知がありました。

ついては、通知事項を十分御確認のうえ、教科書採択にいかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

また、所管の採択関係者に対しても、適切な御指導をお願いするとともに、令和 5 年度の教科書採択が適正に行われるよう御配慮願います。

問合せ先
教育指導グループ 山田（敏）、水沢
電 話 (045) 210-8217（直通）
電子メール k-sidou.4027@pref.kanagawa.lg.jp



4文科初第2729号
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、上記の事実や令和4年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(ア) 選定することが不相当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不相当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不相当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）「第一2.留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

(イ) 著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
- もっとも、3月末を目途に、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和4年度に検定を経た教科書について、協会非加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
- これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※2 これらの情報のうち教科書の編著者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」）、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿

泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ただし、令和3年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和3年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方

で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和5年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体の手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

(ウ) 教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

- 近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(エ) 教科書発行者の不当な利益供与への対処等

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過当な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

○ 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。

○ しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過当な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過当な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本(申請図書)の取扱いについて)

- ・検定申請本(申請図書)は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む。)に使用することは一切認められていないこと。

※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣言活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中の、教科書発行者(教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。)において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(※6)を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととす

る取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

○ 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。

○ また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。

特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

○ 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。

○ なお、「採択関係者」とは、教育委員会関係者又は校長や教師等を含むすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべての者をいう。

○ 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。

○ よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例> (教科書発行者行動規範より)

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷

物等への過大な広告費・協賛金等の支出

- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

<許容される行為>

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物、その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。
これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

(ウ) その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。
- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。

- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（7）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
<不適切な採択方法>
 - ・ 教師等の投票によって決定される
 - ・ 事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
 - ・ 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
 - ・ その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、

採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

○ 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

○ 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

<具体的な取組例>

- ・市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
- ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。

○ 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。

- ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
- ・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めている。

(3) 教科書の調査研究の充実等について

(ア) 教科書見本の十分な活用

○ 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

- このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の充実

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確にならないよう留意すること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

(参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code220203.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（都道府県教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：都道府県教育委員会（特に記載のない場合は全国47都道府県が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

都道府県教育委員会における採択の決定時期等について

1-1-1

都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期について

	数	割合
①7月16日以前	2	4.3%
②7月17日～7月31日	0	0.0%
③8月1日～8月10日	5	10.6%
④8月11日～8月20日	3	6.4%
⑤8月21日～8月31日	19	40.4%
⑥9月1日以降	18	38.3%
合計	47	100%

1-1-2

都道府県教育委員会（※）が設定した市町村教育委員会による需要数報告の期限について

	数	割合
①7月16日以前	5	14.7%
②7月17日～7月31日	8	23.5%
③8月1日～8月16日	10	29.4%
④8月17日～8月31日	7	20.6%
⑤9月1日～9月16日	2	5.9%
⑥特段設けていない。	2	5.9%
合計	34	100%

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する34都道府県について

1-2

都道府県教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	20	42.6%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	12	25.5%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	12	25.5%
合計	47	100%

1-3

都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

都道府県教育委員会の管轄下における都道府県立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	0	0.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	1	2.1%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	46	97.9%
合計	47	100%

1-3-2

各学校が都道府県教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	43	91.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	4	8.5%
合計	47	100%

1-3-3

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	21	48.8%
②各学校・学科の教育目標・方針への適合性	31	72.1%
③学校における選定理由	43	100%
④その他	4	9.3%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

1-3-4

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	42	97.7%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	1	2.3%
合計	43	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

都道府県の教科用図書選定審議会の委員について

		当該組織の 構成員総人 数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会事 務局職員	(7)その他	
①	都道府県の 教科用図書選定 審議会の委員	人数 (人)	618	55	118	166	87	54	176	91
		割合 (%)	100	8.9	19.1	26.9	14.1	8.7	28.5	14.7
②	都道府県の教科 用図書選定審議 会の調査員	人数 (人)	758	4	14	498	1	9	224	8
		割合 (%)	100	0.5	1.8	65.7	0.1	1.2	29.6	1.1

2-2

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	22	46.8%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	4.3%
④その他の方法で調査研究組織を設置	1	2.1%

2-3

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	43	91.5%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	4	8.5%
合計	47	100%

2-4

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を各学校に示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	43	100%
②採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0%
合計	43	100%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

2-5

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	34	79.1%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	20	46.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	39	90.7%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	25	58.1%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	25	58.1%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	25	58.1%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	16	37.2%
⑧その他の観点や基準	10	23.3%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

都道府県教育委員会における採択資料の公表等について

		公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
				ホーム ページ	情報セン ター等	その他	静ひつな採 択環境を確 保するため	請求があれば開 示しているため	その他
①	都道府県教育委員会が 作成する採択基準	18	29	15	6	1	5	21	3
		38.3%	61.7%						
②	都道府県教育委員会が 作成する選定関係資料	13	34	8	5	2	5	22	7
		27.7%	72.3%						
③	都道府県立高等学校で使用 する教科書の採択結果	37	10	29	11	3	1	9	0
		78.7%	21.3%						
④	都道府県立高等学校で使用 する教科書の採択理由	18	29	9	9	1	6	20	3
		38.3%	61.7%						
⑤	都道府県立高等学校で使用 する教科書の採択に係る教 育委員会の議事録	26	21	26	1	0	7	6	8
		55.3%	44.7%						

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	27	57.4%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	11	23.4%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	2	4.3%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	2	4.3%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	10	21.3%
⑦その他	7	14.9%

4-2

都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4%
合計	47	100%

5 教科書展示会について

5-1

教科書展示会の会場数等について

①都道府県域内において開催された法定展示会（※）の会場数の総数	1195
②来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	856
③来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	339

※令和4年度における「法定展示期間」は6月1日から7月31日までの任意の14日間。

来場者数の把握を行っている法定展示会の856の会場の内、来場者数の延べ人数は39995人（概数）

6 図書館等への教科書の整備について

6-1

都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①教科書センターで閲覧に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7%
②学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	1	2.1%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	13	27.7%
④特に整備していない。	1	2.1%

7 採択に関する公正確保について

7-1

都道府県教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	6	12.8%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（市区町村教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：高等学校を設置する市区町村教育委員会（特に記載のない場合は105市区町村が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）
で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため実際は100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

市区町村教育委員会における採択の決定時期について

	数	割合
① 7月16日以前	21	20.0%
② 7月17日～7月31日	37	35.2%
③ 8月1日～8月10日	15	14.3%
④ 8月11日～8月20日	6	5.7%
⑤ 8月21日～8月31日	21	20.0%
⑥ 9月1日以降	5	4.8%
合計	105	100%

1-2

市区町村教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	92	87.6%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	4	3.8%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	1	1.0%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	8	7.6%
合計	105	100%

1-3

市区町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

市区町村教育委員会の管轄下における市区町村立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	1.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	9	8.6%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	95	90.5%
合計	105	100%

1-3-2

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	91	87.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	11	10.6%
③検討を行わなかった。	2	1.9%
合計	104	100%

※1-3-1で②又は③（各学校の採択希望を聴取している場合）を選択した104市区町村が回答

1-3-3

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて行う審査の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	28	30.8%
②市町村の教育目標・方針への適合性	56	61.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	70	76.9%
④学校の選定理由	83	91.2%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

1-3-4

各学校が市区町村教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	91	100%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0%
合計	91	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	10	9.5%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	95	90.5%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	1.0%
④その他の方法で調査研究組織を設置	5	4.8%

2-2

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	76	72.4%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	29	27.6%
合計	105	100%

2-3

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	74	97.4%
②採択に関する基準を示さなかった。	2	2.6%
合計	76	100%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

2-4

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	56	73.7%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	29	38.2%
③市区町村の教育目標・方針への適合性	48	63.2%
④各学校・学科の教育目標・方針への適合性	59	77.6%
⑤各教科書の説明等の理解しやすさ	49	64.5%
⑥各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	51	67.1%
⑦各教科書の使いやすさや見やすさ	51	67.1%
⑧いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	30	39.5%
⑨その他の観点や基準	4	5.3%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

市区町村教育委員会における採択資料の公表等について

	公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由			
			ホームページ	情報センター等	その他	都道府県教育委員会が公表しているため	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
① 市区町村教育委員会が作成する採択基準	25 26.3%	80 84.2%	19	9	1	1	25	39	15
② 市区町村教育委員会が作成する選定関係資料	27 28.4%	78 82.1%	16	13	2	1	24	46	7
③ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択結果	48 50.5%	57 60.0%	38	12	5	0	10	46	1
④ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択理由	31 32.6%	74 77.9%	23	9	3	0	18	54	2
⑤ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	51 53.7%	54 56.8%	46	9	1	0	14	38	2

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

市区町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可能）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.9%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	42	40.0%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	35	33.3%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	7	6.7%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	10	9.5%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	28	26.7%
⑦その他	6	5.7%

4-2

市区町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	98	93.3%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	1	1.0%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	6	5.7%
合計	105	100%

5 図書館等への教科書の整備について

5-1

市区町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①学校図書館など各学校で閲覧等に供するようになっている。	6	5.7%
②公立図書館で閲覧等に供するようになっている。	30	28.6%
③特に整備していない。	70	66.7%

6 採択に関する公正確保について

6-1

市区町村教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	105	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	3	2.9%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（国立・公立大学法人が設置する高校、私立高校用）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：国立・公立大学法人が設置する高等学校（26学校が回答）、私立高等学校（1164学校が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択決定時期と採択方法について

1-1

採択の決定時期等について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①7月16日以前	16	61.5%	772	66.3%
②7月17日～7月31日	5	19.2%	273	23.5%
③8月1日～8月10日	1	3.8%	39	3.4%
④8月11日～8月20日	0	0.0%	15	1.3%
⑤8月21日～8月31日	1	3.8%	19	1.6%
⑥9月1日以降	3	11.5%	46	4.0%
合計	26	100%	1164	100%

1-2

採択方法について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	19.2%	104	8.9%
②学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	17	1.5%
③①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	19	73.1%	993	85.3%
④特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	27	2.3%
⑤その他	2	7.7%	23	2.0%
合計	26	100%	1164	100%

2 採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成	公表・非公表の別		作成なし
				公表	非公表	
①採択基準	国立・公立	26校 (100%)	10校 (38.5%)	公表	4校	16校 (61.5%)
				非公表	6校	
	私立	1164校 (100%)	210校 (18%)	公表	87校	954校 (82%)
				非公表	123校	
②選定関係資料	国立・公立	26校 (100%)	9校 (34.6%)	公表	4校	17校 (65.4)
				非公表	5校	
	私立	1164校 (100%)	242校 (20.8%)	公表	95校	922校 (79.2%)
				非公表	147校	
	属性	合計	公表		非公表	
③採択結果	国立・公立	26校 (100%)	17校 (65.4%)		9校 (34.6%)	
	私立	1164校 (100%)	486校 (41.8%)		678校 (58.2%)	
④採択理由	国立・公立	26校 (100%)	15校 (57.7%)		11校 (42.3%)	
	私立	1164校 (100%)	216校 (18.6%)		948校 (81.4%)	



4 初教科第 7 2 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
安 井 順 一 郎

(公印省略)

令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 5 年 3 月 31 日付け 4 文科初第 2729 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するように、採択事務処理等(需要数報告事務処理も含む)に係る必要な情報を取りまとめ、以下のポータルサイトを新設したことから積極的に活用されたい。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.next.go.jp/a_nenu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

1. 各学校段階における令和5年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

① 小学部

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。

② 中学部

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、下記の（5）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(4) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(5) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定により、教

科書目録に掲載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用の一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和5年度用一般図書契約予定一覧について」（令和5年2月22日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、供給可能であるかどうかを、令和5年度中に、十分に確認しておくこと。

なお、令和6年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2. 採択に当たっての留意事項について

（1）教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前

年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。またその際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えない。

(3) 採択する際の検討の在り方について

① 学習者用デジタル教科書の考慮について

- 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
- 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

② ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。
- 各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

（教科書発行者による取組の例）

- ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
 - ・ 本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・ 色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・ 色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、

模様を付けたりする。

○レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（令和5年3月31日付け4文科初第2729号文部科学省初等中等教育局長通知別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和5年度においては、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.next.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保につい

て」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和4年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

(2) 高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できるとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

(3) デジタル教科書の見本について

小学校英語においては、デジタル教科書を採択時の考慮の一事項することができることから、来年度の5月上旬頃、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定であること。その際の留意事項については、別途通知することとなる。

(4) 編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で以下のURLに掲載しているため、採択事務処理を行う際には参考にすることができること。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること（令和5年度は4月下旬に更新予定）。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

(1) 教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ（※）においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

（※）文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

(2) 令和5年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、6月14日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催す

ること（令和5年文部科学省告示第13号）。

(3) 出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第9条により、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

(4) その他教科書展示会について

法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

(5) 教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. 需要数報告について

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途7月頃に送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるため、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和5年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H0 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎		
		採択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

小学校（令和4年度教科用図書検定結果）

教科	受理種目	発行者名	合格点数	点数計	冊数	冊数計
国語	国語	東書	3	9	10	32
		教出	3		12	
		光村	3		10	
	書写	東書	3	9	6	18
		教出	3		6	
		光村	3		6	
社会	社会	東書	4	12	6	14
		教出	4		4	
		日文	4		4	
	地図	東書	1	2	1	2
		帝国	1		1	
算数	算数	東書	6	36	11	59
		大日本	6		7	
		学図	6		12	
		教出	6		9	
		啓林館	6		10	
		日文	6		10	
		東書	4		24	
大日本	4	4				
学図	4	4				
教出	4	4				
信教	4	4				
啓林館	4	4				
生活	生活	東書	1	7	2	14
		大日本	1		2	
		学図	1		2	
		教出	1		2	
		信教	1		2	
		光村	1		2	
		啓林館	1		2	
音楽	音楽	教出	3	6	6	12
		教芸	3		6	
図画工作	図画工作	開隆堂	3	6	6	12
		日文	3		6	
外国語	英語	東書	1	6	3	16
		開隆堂	1		4	
		三省堂	1		3	
		教出	1		2	
		光村	1		2	
		啓林館	1		2	
家庭	家庭	東書	1	2	1	2
		開隆堂	1		1	
体育	保健	東書	2	12	2	12
		大日本	2		2	
		大修館	2		2	
		文教社	2		2	
		光文	2		2	
		Gakken	2		2	
道徳	道徳	東書	3	18	6	42
		教出	3		6	
		光村	3		6	
		日文	3		12	
		Gakken	3		6	
		光文	3		6	
合計				149点	259冊	

令和6年度使用小学校教科用図書採択について

1. 採択教科書

令和6年度使用小学校教科用図書

種 目	種 目
国語 書写 社会 図算 地理 生活 音楽	図画 工作 家庭 保健 英語 道徳
全 1 3 種 目	

2. 採択にかかわる日程について

- 令和5年2月 教科用図書担当者会議（採択事務について）
- 5月 教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査委員会の細案等について検討
- 5月 第1回採択資料作成委員会の開催
第1回調査委員会の開催
- 6月 第2回調査委員会の開催
第3回調査委員会の開催
教科用図書展示会（6/26～7/1）
- 7月 第2回採択資料作成委員会の開催
令和6年度使用教科用図書採択決定
- 8月 需要数報告

議案第19号

令和5年度海老名市教科用図書採択資料作成委員会委員の委嘱について
(非公開事件)

別紙のとおり、令和5年度海老名市教科用図書採択資料作成委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和5年5月15日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和5年度海老名市教科用図書採択資料作成委員会委員を委嘱したいため